

(別紙) ご意見の要旨と本市の考え方

ご意見の要旨	本市の考え方
1 景観計画に基づく景観形成の取り組み	
(1) 景観計画区域における景観形成	
<p>○重点届出区域の指定について</p> <ul style="list-style-type: none">・中之島地域の景観形成は中之島地区内だけでなく、川（堂島川、土佐堀川）を挟んだ対岸の景観形成と一体的に図る必要がある。河川景観配慮ゾーンとして一定の基準を定めているものの、川の対岸が重点届出区域から外れることになるのは、現行の中之島景観形成地域では対岸の敷地まで含まれていることを考えると残念である。・重点届出区域は今後も増えていくと思われるが、どのようにして増やしていくのか、その考え方と具体的な取り組みの方向を記載しておくべきである。	<ul style="list-style-type: none">・中之島地区の対岸については重点届出区域には含まれてませんが、河川景観配慮ゾーンに位置付け、これまでの中之島景観形成地域の景観形成方針を継承し、また新たに景観形成基準を定めることで、中之島の対岸にふさわしい景観形成を誘導していきます。・今後の重点届出区域の指定については、都市戦略上、計画的な景観形成が求められる地区や景観誘導の高い効果が期待できる地区などで、地域での取り組み等も踏まえながら、順次行う予定です。
<p>○重点届出区域の景観形成について</p> <ul style="list-style-type: none">・メトロポリタンとしての大阪を発信する複合景観（大阪駅周辺、中之島、御堂筋）において、増加する景観阻害要因対策をしてはどうか。ただし、上質の屋外広告は共存可能とした今回の対応には賛成である。・中之島地区の景観形成は、公園を中心とした御堂筋以東の東部、ビジネス地区である御堂筋～なにわ筋の中部、今後開発が進むなにわ筋以西の西部に分けて考える必要がある。	<ul style="list-style-type: none">・大阪駅周辺（南側）、中之島、御堂筋など、今回重点届出区域に指定する地区については、各地区の景観形成方針及び建築物等の形態意匠、外構、屋外広告物などの景観形成基準を定め、地域の特性をいかした景観形成を誘導していきます。・現行の大阪市都市景観条例に基づく中之島景観形成地域を継承し、御堂筋以東及び以西のそれぞれに景観形成方針を定めるとともに、新たに景観形成基準を設け、地域の特性をいかした景観形成を誘導していきます。
<p>○基本届出区域の景観形成について</p> <ul style="list-style-type: none">・都心部の商業地等の取り上げられることの多い重要地区だけでなく、一般の人々が生活している空間こそ、アプローチされるべきだと思う。 <ul style="list-style-type: none">・飛田・今里・松島の料理組合（旧遊郭）をどのように考えているのかを、明示すべきではないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none">・景観形成の基本方針の一つに、「市域全域での心地よい市街地景観の形成」を挙げており、また基本届出区域の一般区域では「住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。」「地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。」など『豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成』を図っていただくことを景観形成方針に定めており、建築物の建築や工作物の建設等の際は地域の特性を踏まえ、適切に誘導していきます。また、いただいた意見を踏まえ、地域の個性ある景観形成や地域の景観に対する意識の醸成を促進するため、「協働による景観まちづくりの推進」の内容を充実させます。・今回の景観計画では、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の3区域に基本届出区域を区分し、各区域の地域特性に応じた景観形成方針及び景観形成基準を定め、大規模建築物等の新築、増築、修繕等に際し、これらに沿った計画として頂くこととしております。

<p>○景観配慮ゾーンの景観形成について</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川景観配慮ゾーンは水路景観配慮ゾーンという言葉の方がふさわしい。また、大川の桜ノ宮橋から毛馬閘門の区間は河川らしい雰囲気を感じられるため、河川景観配慮ゾーンは毛馬閘門まで広げるべきである。また、景観ゾーンに新しい構造物は不要である。やるべきことは、一時の経済性、利便性、継続性にとらわれず景観のテーマにそぐわないものは毅然とした姿勢で処理していくことである。 中之島の西端の安治川・川口・富島地区は、近年、中之島GATEとして、西区側、福島区側とも整備が進められており、景観上も重要なエリアとなっているので、河川景観配慮ゾーンとして何らかのコメントを加えるなど留意していただきたい。 特徴的な景観要素と景観配慮ゾーンの関係がわかりにくく、説明がないと唐突感があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川景観配慮ゾーンは、淀川、大和川、神崎川、大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、東横堀川、安治川、尻無川、木津川及びその沿川区域（当該河川から50m（淀川は100m）付近の幹線道路、鉄道等の地形地物を区域線とする。）を対象範囲とし、ゾーン内で建築物の建築等や工作物の建設等を行う際、例えば外壁などを対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫していただくなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成していただくこととしております。 なお、大川の桜ノ宮橋から毛馬閘門の区間は河川景観配慮ゾーン（大川）の範囲に含まれております。 今回の景観計画では、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の3区域に基本届出区域を区分し、各区域の地域特性に応じた景観形成方針及び景観形成基準を定めるとともに、河川景観配慮ゾーンの方針等を示し、大規模建築物等の新築、増築、修繕等に際し、これらに沿った計画としていただくこととしております。 いただいたご意見を参考に、景観配慮ゾーンについての説明文など、全体を通して、よりわかりやすい表現に修正します。
<p>（２）良好な景観の形成のための行為の制限</p>	
<p>○上町台地景観配慮ゾーンの植栽の基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> 上町台地景観配慮ゾーンの「植栽」についての基準の中に「地域に残された緑を保全し積極的に見せ」とあるが、地域に残された緑が自分の敷地内になれば意味のない基準になるため、「緑の見せ方を工夫する」としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見を参考に、上町台地景観配慮ゾーンの景観形成方針及び景観形成基準の一部を追加・修正します。
<p>○夜間景観の基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> 各区域の「夜間景観」についての基準の中に「周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める」とあるが、この場合のエリアがどこのことなのか、また具体的に何をすれば良いかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本届出区域として3区域、重点届出区域として7地区に区分し、それぞれの地域特性に応じた景観形成方針及び景観形成基準を定め、夜間景観については、例えば都心景観形成区域での景観形成基準では、「夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。」とするなど、地域の特性に応じた夜間景観の形成を図ることとしております。
<p>○材料の基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> 各区域の「材料」についての基準の中に「経年変化に耐え得るものとするよう努める」とあるが、経年変化によって味わいを深めるものもある。 特殊塗装された外壁は汚れがついたらまた洗い流せば新品同様となり、まとまりを欠いてしまうのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見を参考に、景観形成基準の一部を追加・修正します。

(3) 屋外広告物に関する行為の制限	
<p>○意匠等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告の一元的な誘導は街の活気を損ない、伝えるべき事が伝わらないという事にも繋がりがねない。御堂筋地区の「長堀通以南」のエリアは、道頓堀を含む心斎橋から難波高島屋駅前という商都大阪のシンボリックエリアである。ここで他地区と同じ誘導を行うことは賑わいという大阪らしい景観を失うことになるため、重点届出範囲からは除外、もしくは「意匠等基準は」他地区と同じとせず、それぞれの街の特性を考慮した誘導を希望する。特に意匠等基準の「エ 地色は、壁面と同色系にする」「オ 高彩度の利用は抑える」「カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない」の3点は都心中央部景観配慮ゾーン以外では緩やかな誘導にすべきでは。また、「ウ文字は切り文字や箱文字にする」については、景観誘導上のメリットと関係がないのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点届出区域における屋外広告物については、地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針にそった計画としていただくこととしており、例えば、御堂筋地区の景観形成方針については、「大阪のシンボリックトリートにふさわしい風格とにぎわいをあわせもつ街路景観の形成」とし、特に長堀通以南の区域については、「秩序あるにぎわいが表出する魅力的なまちなみとしていく」ことで、地域固有の特性に応じた都市景観の形成を推進していきます。 意匠等の基準については、周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和がとれ、また地区の良好なまちなみの形成に資するものとなるよう適切に誘導していきます。なお、切り文字や箱文字については、地区の良好なまちなみの形成上、有効であると考えています。 いただいたご意見を踏まえ、「屋外広告物に関する基本方針」の表現を充実させます。
<p>○突出広告物について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、道路上空へのつき出し看板が大阪市はあまりにも多く「汚い」というイメージしかない。「美しく個性的な街路景観の形成の観点」なら、道路上空の突き出し看板については原則認めないように記載してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点届出区域における突出広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するよう、道路への突出幅や下端の高さを制限するとともに、建築物の低層部への掲出や意匠の配慮を求めるなど、きめ細やかな景観コントロールを行うことで、風格の創出やにぎわい形成といった地域固有の特性に応じた都市景観の形成を推進していきます。
<p>○ネオンサインについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は京都市並みに厳しくなるのだろうか(特にミナミのエリア界限)。大阪名物であるネオンサインの広告も規制されていくと、大阪の観光文化も衰退して行くと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画における屋外広告物については、対象を重点届出区域（御堂筋、堺筋など都心部の主要6路線に面する敷地及び中之島内の敷地）に限定し、風格の創出やにぎわい形成など、地域固有の特性に応じた都市景観となるようそれぞれの広告物基準を定めています。 これらの広告物基準には、ネオンサインそのものを不可とする規定はありませんが、例えば御堂筋地区、堺筋地区については、「点滅又は回転等をしないもの」といった規定を設けるなどにより、秩序が感じられるまともなまちなみの形成を誘導していきます。
<p>○既存の広告物について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物に対し、ビルの建て替えは長時間を要する。いい計画もたった一つの阻害要因により効果が発揮されないのは残念である。重点地区などメリハリはあっていいが、京都市のような既存不適格への強い姿勢を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点届出区域内の既存広告物については、その取替や意匠変更の際に、景観計画に定める広告物基準(意匠変更の場合は該当する基準のみ)に適合するよう求め、着実に地区の良好なまちなみの形成に資するものとなるよう誘導していきます。
(4) 景観重要公共施設の指定	
<ul style="list-style-type: none"> ・堂島川、土佐堀川に架かる橋梁も景観上重要な施設であり、指定に加えることを検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中之島にかかる橋梁は中之島の景観形成上重要な施設であることから、すべての橋梁を景観法第16条に

	<p>基づく届出対象とし、景観形成方針及び景観形成基準に基づき、適切に誘導していきます。</p> <p>なお、景観重要公共施設の指定については、P124に示す指定の要件を満たす施設を対象に、施設管理者の同意を得たものについては、行っていく予定です。</p>
<p>(5) 景観協議における具体の誘導</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議のメンバーには、大阪市ご担当、デザインや景観に関する学識経験者等に加えて屋外広告業界からも参加していただきたい。 ・大阪市景観計画変更案に示されている文章、あるいは景観の部分的なイメージ図だけではその内容を具体的に理解することは難しい。大阪市が目標とする街全体の景観イメージを具体的に示すことで理解が深まり、より実効性のある景観計画になると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との事前協議は本市職員が行いますが、必要に応じ、本市都市景観委員会に専門部会を設置し、学識経験者等の専門家の意見を聴くことができる仕組みを導入します。 ・市民や事業者の方に目指すべき景観イメージを共有して頂くため、パースやイラスト等を用いて景観形成基準等を解説する届出の手引きを作成する予定です。
<p>2 普及啓発</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車、たばこのポイ捨てやごみ、捨て看板など、日常の景観に対するささやかな市民意識の更なる醸成や義務などについても言及してはどうか。 ・市民や事業者による自主的な景観形成を促進していくため、活発な市民や事業者に行政から働きかけるような施策があっても良いのではないか。また、事業者にとっては景観形成が企業の価値を高め、ひいては「儲かる」ことにつながるものであることを意識してもらうことが大切だと思う。そうした考え方で事業者向けの啓発を行うことが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働による景観形成を進めていくにあたって、積極的に果たしていただくべき市民の役割として、「自身が魅力的な景観形成の主体として身近にできることから取り組んでいくこと」としております。 ・いただいたご意見を参考に、効果的な啓発施策について今後検討していきます。
<p>3 景観施策の展開の方向性</p>	
<p>○都市夜間景観の演出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点的な視点場から望むことが可能な100m以上のビルの室内照明を祝祭日にも点灯することで、都市夜間景観の演出をしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本届出区域として3区域、重点届出区域として7地区に区分し、それぞれの地域特性に応じた景観形成方針及び景観形成基準を定め、夜間景観については、例えば都心景観形成区域での景観形成基準では、大規模建築物等の新築や増築に際し、「夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。」とするなど、地域の特性に応じた夜間景観の形成を図ることとしております。

○眺望景観について

- 大阪を象徴する景観資源（大阪城や中央公会堂など）において、屋外広告物、信号機、電柱などを徹底排除してはどうか。中之島であれば淀屋橋・渡辺橋などの橋上、大阪駅周辺であれば梅田歩道橋や JR と阪急の連絡橋などを視点場とした重点的景観誘導や規制があってもいいのではないか。
 - 淀屋橋上からの生駒山の山並みなど、特定の視点場からの眺望の確保、保全についても今後検討いただきたい。
 - 大阪城や造幣局、中之島図書館、中央公会堂といった大阪が誇る素晴らしい観光名所が、水辺に生い茂る木々により隠れてしまい、水上からきれいに見ることができない。よりよい水都大阪の景観づくりのため、水辺の木々の剪定・整備についてご検討いただきたい。
- 特定の視点場からの眺望の確保や視対象周辺の景観誘導、水辺の景観形成など、眺望景観のあり方については、今後検討していきます。